

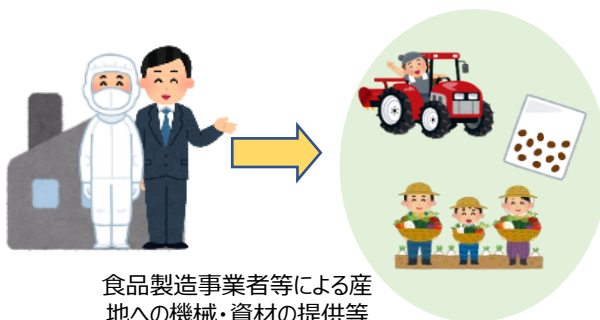
産地連携推進緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 4,321百万円】

食料システムの持続性確保の観点から、産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者等に対して、**産地を支援する取組**や**産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組**を支援します。

産地を支援する取組

- ・食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～エ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。
 - ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
 - イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
 - ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
 - エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導



食品製造事業者等による産地への機械・資材の提供等

【補助対象経費】

- ・種苗等の資材費
- ・機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
- ・栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
- ・生産作業補助のための社員等派遣旅費 等

【補助の概要】

補助対象者	食品製造事業者等※ ※食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする者
補助対象経費	左記のとおり
補助上限・下限	上限：2億円 下限：100万円 （産地を支援する取組を行う場合は上限3億円）
補助率	1/2以内
補助要件	・産地と連携した原材料調達計画の策定 ・産地との連携による国産原材料の取扱量増加
加算要素	・産地と連携した原材料調達計画の優位性 ・産地を支援する取組 ・一次加工業者の取組 ・商品の新規性 ・スマート農業技術活用促進法における計画認定の有無
事業の流れ	国→事業実施主体(事務局)→食品製造事業者等
事業実施期間	交付決定日～事務局が定める期限

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加の取組

- ・産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造・PR等の取組に係る経費を補助します。



国産原材料導入のための製造ラインの増設

国産原材料を利用した新商品の開発・PR

【補助対象経費】

- ・機械設備等の導入費
- ・製造ラインの変更・増設費
- ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費
- ・新商品PR費
- ・専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
- ・調査経費（マーケティング調査等）
- ・開発段階における原材料費 等

（注）公募は事務局が実施しますので、詳細は以下の事務局公募サイトをご確認ください。

[農林水産省補助事業 産地連携推進緊急対策事業](#)

【公募期間】

令和7年3月27日（木）～令和7年5月8日（木） 17:00